

○令和８年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和８年９月３０日市長決裁

１ 趣旨

原油価格・物価高騰に直面している中にあっても、市内の障がい者施設等がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ継続的に提供するため、予算の範囲内において令和８年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和８年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

２ 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和８年９月１日時点において、本市に所在地を有し、かつ事業運営している別表に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

- （１）令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間に事業運営を廃止又は休止していないこと。
- （２）令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間に LP ガス価格の高騰を理由とした光熱費等の利用者又は入居者（以下「利用者等」という。）負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りではない。
- （３）LP ガスを使用した事業所を運営していること。
- （４）受領した支援金を、別表に掲げる事業所の要領４で規定する経費に全額充当させること。

３ 支援金の額等

- （１）支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業所ごとの額を合計して得た額とする。
- （２）支援金の交付は、１法人につき１回限りとする。

４ 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和８年７月１日から令和８年９月３０日までの間の各事業所において負担する光熱費等の LP ガス価格高騰の影響を受ける経費とする。

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第5条第2項第1号から第3号に掲げる事項の書類は、添付を要さない。また、規則第5条第2項第4号の市長が必要と認める事項は、事業所一覧（別紙1）とする。

6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和8年10月5日（月）から令和8年10月30日（金）までの間にするものとする。

7 交付決定等

- （1）市長は、要領5の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第8条第1項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- （2）市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
- （3）市長は、前2号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

- （1）市長は、規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （2）市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表

区分	事業所種別	支援金額
入所系 (支援施設)	・ 障害者支援施設	【定員 1 人あたり】 1,400 円 ※8 月 1 日指定等 900 円 ※9 月 1 日指定等 400 円
入所系 (短期入所)	・ 短期入所（空床利用を除く）	【定員 1 人あたり】 1,400 円 ※8 月 1 日指定等 900 円 ※9 月 1 日指定等 400 円
入所系 (GH)	・ 共同生活援助	【定員 1 人あたり】 1,900 円 ※8 月 1 日指定等 1,200 円 ※9 月 1 日指定等 600 円
通所系	・ 地域活動支援センター ・ 生活介護 ・ 自立訓練 ・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 A 型 ・ 就労継続支援 B 型	【1 事業所種別ごと】 9,600 円 ※8 月 1 日指定等 6,400 円 ※9 月 1 日指定等 3,200 円

市が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）を除く

※事業所種別「障害者支援施設」の合計支援金額は「定員数×支援金額」とする。ただし、埼玉県で別途実施されている「埼玉県 LP ガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額 1,600 円を減算することとする。

※事業所種別「共同生活援助」の合計支援金額は「定員数×支援金額」とする。ただし、指定を受けている共同生活援助事業所 1 住居ごとに、埼玉県で別途実施されている「埼玉県 LP ガス料金負担軽減事業補助金」において軽減されるプロパンガス利用者負担額 1,600 円を減算することとする。

事業所一覧（別紙１）

法人名

No.	①事業所名	②事業所番号	③区分 ※ ¹	④事業所種別※ ¹		⑤住居数※ ²	⑥差引金額※ ² (⑤×1,600)	⑦支援金額※ ³ (単位：円)
				入所系の場合、定員数				
1							円	円
2							円	円
3							円	円
4							円	円
5							円	円
6							円	円
7							円	円
8							円	円
9							円	円
10							円	円
11							円	円
12							円	円
13							円	円
14							円	円
15							円	円
合計金額【様式第１号に記載する支援金交付申請(請求)額】⇒						円		

※¹ 「③区分」「④事業所種別」は、別表の「区分」「事業所種別」欄に記載されている内容にしたがってご記入ください。

※² 「⑤住居数」「⑥差引金額」は、「④事業所種別」が障害者支援施設又は共同生活援助の場合に記載してください。なお、障害者支援施設の場合は「⑤住居数」を1としてください。

※³ 「⑦支援金額」は、別表の「支援金額」欄に記載されている内容にしたがってご記入ください。なお、「④事業所種別」が障害者支援施設又は共同生活援助の場合は合計金額から「⑥算出金額」を差し引いた金額をご記入ください。

(様式第2号)

令和８年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書
兼交付額確定通知書

越障福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和８年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので通知します。

記

- 1 支援金交付決定額 金 円
- 2 交 付 方 法 完了払
- 3 交 付 条 件
- 1) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第8条第1項各号に記載されている事項を遵守すること。
- 2) 令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。

(様式第3号)

令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

越障福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(様式第4号)

令和8年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書

越障福第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付け越障福第 号で交付決定の令和 8 年度越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 取消理由

2 取消額	全部	:	金	円
	一部	:	金	円